

伊根町

特産品開発事業費補助金

伊根町内に在住する個人又は団体が行う特産品の開発事業について、下記のとおり支援を行います。

制 度 内 容	
対 象 者	町内に在住する個人又は団体
対 象 経 費	(1) 特産品又はその包装等デザインの開発費・改良費 (2) 特産品の生産、流通及び販路開拓に関する調査費 (3) 特産品の開発のための研修費、その他の人材育成費 (4) その他町長が特に必要と認める事業費 ※ただし、販売、製造に要する経費は除く
補 助 金 額	上限 100 万円
補 助 率	3分の2以内
事 務 手 続	① 町へ補助金交付申請書を提出 ② 町は事業計画を審査し、認定の可否を申請者に通知 ③ 補助事業の完了後、町へ実績報告の提出 ※町への提出書類は、商工会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等のいづれかの所属団体を經由して提出